

ポーツマス講和条約のキーワード分析

トルストグゾフ セルゲイ

はじめに
ポーツマス条約と講和条件の規定
結論

はじめに

日露戦争が終了した時、日露両国の多くの人々が、平和が長く続かず、ポーツマス講和条約は単なる停戦であり、戦争に再度逆戻りすると思っていた。しかし、日露関係は急速に改善に向かった。1907年に日露協商（協約）が調印され、1916年に至って日露軍事同盟が成立した。

日露関係の正常化は、英露協商の交渉、英佛関係の緊密化、日佛協商の締結など、一連の国際関係の変化を伴っていたので、この時期はアジアの歴史に大きな節目となった。極東における列強の勢力関係並びに対立関係が著しく変化し、東アジアにおける矛盾の結節点は、日露間の対立から日米間の対立に転換した。日本は、朝鮮半島だけではなく、満州まで勢力範囲を広げ、新しい国益範囲を獲得する方針をとった。

日露両国の接近と1907年の第一回日露協商成立の原因は、まず日米両国の対立の激化に見出される。1905年（ポーツマス講和条約締結直後）から1906年にかけて日米関係が急速に悪化し、1906年の10月から11月頃に日本とアメリカの戦争についての噂が広がるようになった。僅か1年前、桂・タフト協定（合意）と日英同盟（第二回日英協定締結）の時代にアメリカが日英同

盟の「秘密の一員」として扱われたにもかかわらず、アメリカは敵国になった。

ポーツマス講和条約締結はアジアにおける国際関係の一連の急激変化の一部であったので、この時代の重要な外交文書とその用語・文言に様々な繋がりを持っていた。国際条約の用語と文言は、重要な意味を持ち、国際政治に活躍した諸国の方針を反映し、激変する現代国際政治を読み解くヒントを提供する。特に「機会均等」、「門戸開放」は重要な用語と思われる。これは、*«preservation of the integrity of China, the open door, and equal rights in China for the commerce of the whole world»⁽¹⁾*を掲げたルーズヴェルト大統領の政策転換を理解するために不可欠な用語である。日本に対して非常に好意的であったルーズヴェルト大統領の態度はポーツマス講和条約の交渉進展に伴って変わり始めた。それで、ポーツマス講和会議で「門戸開放」の使い方に注目して分析しておきたい。この場合、「門戸開放」という用語が使われた条目だけではなく、使われるはずであるが、使われていない条目も検討する必要がある。門戸開放という用語が使われていなかった理由についての研究が必要だ。結局、この論文の課題は外交用語の使い方から日米対立の芽生えを探ることである。

さらに、「自由処分」、「主権」、「独立」、「保護国」、「領土保全」、「機会均等」、「門戸開放」、「軍の撤退」、「賠償金」などの用語・文言の使

い方に注目して、講和条約準備段階から調印までの過程に使われた用語・文言を幅広く分析したいと思う。

ポーツマス条約と講和条件の規定

日英同盟協約とポーツマス講和条約は、それぞれ、日本と同盟国であるイギリスと、戦争に敗れた敵国であるロシアとの間で調印された。相手国は同盟国と敵国であっても、条約に交渉された問題の一部は共通していた。これは韓国と清国（満州）の問題だった。この問題は講和条件の一番重要な項目であった。

ポーツマス講和条約は、極東における日露両国の権利および利益を明確にしたが、同条約の規定は、戦争後にあきらかになった日露協調については極めて消極的であった。外交用語の分析を講和条件の準備段階からはじめたいと思う。

日露講和談判全権委員ニ対スル訓令案（明治三十八年六月三十日閣議決定）⁽²⁾条件（追加も含む）が、「甲、絶対的必要条件」「乙、比較的必要条件」「丙、付加条件」の3つに分類されて改めて示されていた。

「甲、絶対的必要条件」として挙げられていたのは、

- ①韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコト
- ②一定ノ期限内ニ露国軍隊ヲ満州ヨリ撤兵セシムルコト之ト同時ニ我方ニ於テモ満州ヨリ撤兵スルコト
- ③遼東半島租借権及ハルビン-旅順間鉄道ヲ我方ニ譲渡セシムルコト

「乙、比較的必要条件」として挙げられているのは、

- ①軍費ヲ賠償セシムルコト
- ②中立港ニ竄入セル露国艦艇ヲ交付スル
- ③樺太および付属諸島ヲ割譲セシムルコト
- ④沿海州沿岸ニ於ケル漁業権ヲ与ヘシムル

コト

「付加条件」

極東ニ於ケル露国海軍力ヲ制限スルコト
浦潮港ノ武備ヲ撤シ商港トナスコト

一番重要な条件は韓国での「自由処分」であった。しかし、韓国について、絶対的必要条件である「韓国ヲ全然我自由処分ニ委スルコト」の代わりにポーツマス講和条約では「露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス」ことが記載されていた。

新しい文言の一番重要な部分は「日本國カ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコト」だった。この修正の基本的な意味は、完全な支配を認める「全然我自由処分」が条件付き支配を認める文言に変わったことにあった。しかし、この表現はロシアの要求で書き換えられたことではなかった。第二回日英同盟協約の第三條では「日本國ハ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ爲正當且必要ト認ムル指導、監理及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス」ることが記され、第三条の表現はポーツマス講和条約の基になった。つまり、「全然我自由処分」という文言が変更されたのは、ロシアとの交渉が行われた時ではなく、イギリスとの交渉が行われた時であった。

韓国について第一回と第二回日英同盟協約の文言が異なっている。第一回日英同盟協約の第一条は「兩締約國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ該二國孰レニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラル、コトナキヲ聲明ス」ことであり、韓国の独立を認めた。日露戦争の結果で日本は韓国を占領したが、イギリスは日本

の保護権だけを認めた。同じことをロシアがポーツマス条約で認めることになったが、これは日本政府が望んだ「全然我自由処分」ことまでは遥かに届かないが、将来に韓国に対する支配を拡大と強化するためには十分であった。

さらに、イギリス人が韓国にいくつか営業権を持っていたイギリスは、第二回日英同盟協約の第三条では「但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス」ことを書き加えるように要請したので、第二回日英同盟協約の第三条は韓国で機會均等主義を宣言することになった。

5月24日、日本の閣議決定によると、日本側の第二条案は「英国ハ日本カ韓国ニ於テ有スル政治上軍事上及經濟上ノ特殊利益ヲ擁護スル為メ適宜必要ト認ムル措置ヲ執リ得ルコトヲ承認スルコト」⁽³⁾であった。イギリス側の希望による「特殊利益」は「卓絶」に変わり、さらに条件として「但シ該措置ハ常ニ列國ノ商工業ニ對スル機會均等ノ主義と抵触セサルヲ要ス」⁽⁴⁾が付け加えられて、結局、イギリスは日本の韓国における利益を他国の条約の条約上の権利及び列国の商工業の機會均等主義に抵触しないかぎりこれを承認した⁽⁵⁾。この理由は韓国におけるイギリス企業に対する日本の姿勢にあった。早くも1905年4月にイギリス系企業に圧力がかけ

られるようになり、イギリスの外交官は、日本が外国企業の活動に反対すると思うようになった⁽⁶⁾。

ポーツマス講和条約に使われた「卓絶」^(a)という用語はイギリスなどの国にとっては極めて重要な意味を持っていた。ポーツマス講和条約ではこの「卓絶」は「paramount」と訳された。英語の「paramount」という用語は優先という訳があるが、卓絶と訳されることもある。「卓絶」は広い解釈の幅を持っていることに注目する必要がある。この用語の意味は、同類のものの存在を否定しないので、基本的に韓国で日本がイギリスの利益を認めるために使用された。日本の優先的立場が認められたが、絶対的権利、とりわけ「自由処分」に匹敵する利益がイギリスによって認められていなかった。

ポーツマス会議で8月10日の第一回本会議冒頭において小村外相は、まず日本側の条件を提示し、逐条的にそれを審議する旨を提案してウィットの了解をえた。小村は12箇条講和条件を提示した^(b)。ウィットは、8月12日午前の第二回本会議において、1.2.3.4.6.8.については同意または基本的に同意、7.については「原則として承諾するが、日本軍に占領されていない部分は放棄できない」、11.については「屈辱的約款には応じられないが、太平洋上に著大

(a) 卓絶の意味は同類のものが及びもつかないほど優れていることである。

(b) 1. ロシアは韓国（大韓帝国）における日本の政治上・軍事上および経済上の日本の利益を認め、日本の韓国に対する指導、保護および監督に対し、阻害と干渉をしないこと（「ロシア國ハ日本國カ韓国ニ於テ政治上、軍事上、及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本國カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護、及管理ノ措置執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約スルコト」）。2. ロシア軍の満州よりの一定の期間で全面撤退、満州におけるロシアの権益のうち清国の主権を侵害する讓與と特権、または機會均等主義に反するものはこれをすべて放棄すること（「露西亞國ハ一定ノ期限内ニ全然滿州ヲ撤兵シ且同地方ニ於テ清國ノ主權ヲ侵害シ若クハ機會均等主義

ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與及免許ヲ拋棄ス可キ旨ヲ約スルコト」）。3. 満州のうち日本の占領した地域は改革および善政の保障を条件として一切を清国に還付すること。ただし、遼東半島租借条約に含まれる地域は除く（「日本國ハ改革及善政ノ保障ノ下ニ其ノ占領中ニ屬スル滿州全部ヲ挙ケテ清國ニ還付ス可キ旨ヲ約スルコト但シ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域ハ此ノ限ニアサルコト」）。4. 日露両國は、清國が満州の商工業發達のため、列國に共通する一般的な措置の執行にあたり、これを阻害しないことを互いに約束すること（「日本國及ロシア國ハ清國カ滿州ノ商工業ヲ發達セシムカ為メ列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約スルコト」）。5. ロシアは、樺太および附属島、一切の公共營造物・財産を日本に

な海軍力を置くつもりはないと宣言できる」、12. に対しては「同意するが、入江や河川にまで漁業権は与えられない」と返答する一方、5. 9. 10. については、不同意の意向を示した。

最も重要な講和条件は、「甲、絶対的必要条件」である韓国支配、両軍撤退、遼東半島租借権及ハルビン-1旅順間鉄道の譲渡であった。日本側の求める最重要な講和の条件は第6回本会議までにはほぼロシア側も認めるところとなっていた。そして、まず最も重要な要求である「甲、絶対的必要条件」についての議論のキーワードを分析する。

ポーツマスの講和条約第2条は日英同盟（第二回日英協定締結）に基づいて立案されたので、交渉中に提案されたロシア側の修正案は拒否された。戦争に負けたロシアはイギリスと同じことを要請することができなかったが、「韓国ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラルヘク」ことに同意を得ることができた。

「甲、絶対的必要条件」は満州における「遼東半島租借権及ハルビン-旅順間鉄道ヲ我方ニ譲渡セシムルコト」を定めた。日本は、満州における韓国と同様な権利の承認をイギリスに要請することができなかった。それで、第二回日英同盟協約では「清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義

ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト」が記載され、清国の独立、領土保全と、清国における機會均等について日本とイギリスが合意した。

しかし、ポーツマス講和条約では、清国の独立、領土保全と清国における機會均等が盛り込まれていなかった。小村外相は、次のように日本の立場を説明した。「露國回答書中本件ニ関シ『日本國ノ希望ヲ精確ニ言明セラレタキ』旨記載アリタルニ付先刻來意見ヲ交換シタル次第ナリ又本条第三点即チ滿州ニ於テ清國ノ主義ヲ侵害シ若クハ機會均等主義ニ反スル何等ノ特權ヲ有セス且將來之ヲ請求若クハ援助セサルコトヲ聲明スルコトニ關シテハ日本國ハ少シモ之ヲ為スノ必要ナシ何トナレハ日本國ハ未タ嘗テ右様ノ事項ニ付他ヨリ批評若クハ嫌疑ヲ受ケタルコトナケレハナリ」⁽⁷⁾、「先刻來意見ヲ交換シタル次第ナリ」の意味は、当時まだ議論中であるということであった。この理由で日本の立場を明言しなかった。

結局、ポーツマスでは、門戸開放主義に反する特權などを持たないことをロシアのみが宣言し、「露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿州ニ於テ有セサルコトヲ聲明」した。その前に、日本側は、ウイッテが提案した「露日兩國政府ハ若シ現時ニ

、讓与すること（「サハリン島及之ニ付属スル諸島嶼並公共营造物及財産ハ総テ日本國ニ讓与セラルヘキコト」）。6. 旅順、大連およびその周囲の租借権・該租借権に関連してロシアが清国より獲得した一切の權益・財産を日本に移転讓渡すること（「旅順口、大連並其付近ノ領土及領水ノ租借権及該租借権ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スルモノトシテロシア國カ清國ヨリ得タル一切ノ權利、特權、讓与及免許並一切ノ公共营造物及財産ハ之ヲ日本國移轉讓渡セラルルヘキコト」）。7. ハルビン・旅順間鉄道とその支線およびこれに附属する一切の權益・財産、鉄道に所属する炭坑をロシアより日本に移転交附すること（「ハルビン旅順口間ノ鉄道及其ノ一切ノ支線並之ニ付属スル一切ノ權利、特權及財産及該鉄道ニ俗シ又ハ其ノ權益ノ為

メニ經營セラルル一切ノ炭坑ハ何等ノ債務及負擔ヲ伴ハシメスシテロシア國ヨリ之ヲ日本國ニ移轉讓渡スヘキコト」）。8. 滿州横貫鉄道（東清鉄道本線）は、その敷設にともなう特許条件にしたがい、また単に商工業上の目的にのみ使用することを条件としてロシアが保有運轉すること。9. ロシアは、日本が戦争遂行に要した実費を払い戻すこと。払い戻しの金額、時期、方法は別途協議すること。10. 戦闘中損害を受けた結果、中立港に逃げ隠れしたり抑留させられたロシア軍艦をすべて合法的戦利品として日本に引き渡すこと。11. ロシアは極東方面において海軍力を増強しないこと。12. ロシアは日本海、オホーツク海およびベーリング海におけるロシア領土の沿岸、港湾、入江、河川において漁業権を日本国民に許与すること。

於テ清国ノ主権ヲ侵害シ又ハ機会均等ノ主義ニ反スル特権ノ存在スルランニハ該特権ハ取消サルヘキモノナルコトヲ茲ニ宣言ス」案を無視した。

さらに、清国についての議論の一つの結果は、満州のうち日本が占領した地域は改革および善政の保障を条件にして清国に還付するという3番目の平和条件が変更されたことであった。この条件がそのまま認められれば、日本は軍の撤退に関しては日本がロシアと同様な明確な約束をとらず、改革および善政の保障を還付の条件にして実質的に満州の占領を続ける可能性が高かった。しかし、小村外相はこの日本側の平和条件について長く議論せず、撤退について「日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス」というロシア側案に同意した。日本側は、改革および善政の保障の必要性を長く主張せず、ロシア側の案に同意した。

ロシア側の案は、両国がお互いに同じ約束をすべきだということであった。つまりロシア側と日本側の義務が同じ表現で定義することである。そして、ポーツマス講和条約の第三条の内容は日本案の第二条とほぼ同じになった。ポーツマス講和条約の第三条の「本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト」と「前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還付スルコト」は、日本が提示した講和条件「露西亞國ハ一定ノ期限内ニ全然滿州ヲ撤兵」する文言と「其ノ占領中ニ屬スル滿洲全部ヲ擧ケテ清国ニ還付ス可キ旨ヲ約スルコト

但シ遼東半島租借權カ其ノ効力ヲ及ホス地域ハ此ノ限ニアサルコト」とほぼ同じである。にもかかわらず、小村外相は「第三条ハ大体上露国回答書ニ於テ承諾ヲ經テ定リタルモノナルカ」⁽⁸⁾と述べたので、「改革および善政の保障」がなくなった理由は露国側回答書であるということになった。

しかし、この修正によって、アメリカにとって重要な意味をもっていた文言がなくなった。これは、満州のうち日本の占領した地域は改革および善政の保障を条件として一切を清国に還付する約束であった。この文言については、小村外相は講和問題に関し大統領に通知した電報に使用された。つまり、明治38年4月3日に打診した電報の大意の第三の「旅順口及其ノ付近領土以外ノ滿州ヲ清国ニ還付スルノ件ハ改革及善政ニ対スル必要ノ保障ヲ条件トスル」という文言であった。この文言をアメリカ大統領は満州における門戸開放と満州を還付することとして理解したからである⁽⁹⁾。この解釈は誤解であったにもかかわらず、この文言が削除された。さらに「滿洲全部ヲ擧ケテ清国ニ還付ス可キ旨ヲ約スルコト」の代わりに「滿洲全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還付スルコト」は記載された。

日本は門戸開放を異なる政策を念頭にして、交渉を行ったので、これはポーツマス講和条約交渉のいくつかの文言に現れていた。たとえば、第三回本会議の付属書第三号^(c)によると、小村は桂内閣の立場については「The sole desire of the Imperial Government is to fully restore Chinese sovereignty and administration in that region and to revive the principle of equal

(c) The Plenipotentiaries of Japan were under the impression that Russia and Russian subjects possessed several concessions and franchises in Manchuria which trench upon the sovereignty of China or disregard the principle of equal opportunity.

The sole desire of the Imperial Government is to fully restore Chinese sovereignty and administration in that region and to revive the principle of equal treatment for all. (『日本外交文書』日露戦争V、433頁。)

treatment for all.]⁽¹⁰⁾ということである。即ち、桂内閣の「唯一の要望」は清国主権の回復だけではなく、「equal treatment」（平等な待遇）である。しかしこの付属書第三号では「equal opportunity」（機会均等）ではなく「equal treatment」という表現が使われたので、門戸開放と機会均等と異なる政策を意味した。

さらに、満州開放についてのポーツマス条約の第4条は、日英条約に使われた「清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義」という文言に変わり、「日本國及露西亞國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス」という文言になった。「一般ノ措置ヲ阻礙セサルコト」は、「機會均等主義」が認められるのではなく、機会均等と異なる政策の意味を持っていた。満州で「機會均等主義」は日本の政策の目標ではなかったため、付属書第三号では「equal opportunity」ではなく「equal treatment」という文言が用いられた。この立場は講和条件の第4条「日本国及ロシア国ハ清国カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲メ列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約スルコト」⁽¹¹⁾にも明記され、この文言の変更は、表現上だけの変更であったことではなく、元老と閣議の決議に基づいた重要な政策変更であったと思われる。

戦時中から親日的であった米国民の世論を、ポーツマス講和会議の最中から、親露的に、日本に不利にしてしまったことが、小村のマス・コミ対策の失敗の結果よりもまず日本の政策（門戸閉鎖）が見え始めたということの結果であった。韓国に関する摩擦は日露戦争中に現れ⁽¹²⁾、

「門戸開放」のような用語の不利の理由になった。これは日本全権代表の沈黙の一つの理由だった。小村外相は選んだ方法がはっきりした発言を避けることであり、その理由で小村は沈黙を守る姿勢をとった。小村外相はマス・コミを避け、新聞記者を操ることができなかった。沈黙を守ることは日本の立場を明言することより賢明だったからであったかもしれないが、この結果として日本の真の目的について疑問が発生した。米国人の日本に対する同情は冷却化するのに比例して、ロシアに対する友情は増大したのである。結局、ロシアを日本の対抗者として極東に維持する傾向が発生した⁽¹³⁾。それと同時に、満州における門戸開放政策を見直す意向が発生した⁽¹⁴⁾。

しかし、小村は、日本と英米との協調に反対した勢力に対しポーツマス講和会議に圧力をかけたこともある。8月29日に日本側が両軍の撤兵案⁽⁴⁾を提出した。それは主要問題が解決された後だった。条約の専門事項を書く直前に、小村外相は、全権委員が議決すべき3問題を提案した。これは両軍の徹底案と鉄道保護に関する覚書案を含んだ。撤兵案については、この案が日本代表団で作成されたことを明言し、「本員ハ之ニ依リーノ提案を作成シタリ」と述べた。その後、「本員提出ノ案ハ我陸軍官憲ノ承認ヲ經タルモノナリ」と明言し、この案が日本軍から承認を受けたことも明らかにした。作成したのは小村大臣自身だったのであろう。

「旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權」に関する第五条は講和条件の第五条と概ねに同じであったが、ロシア側の要求で「清國政府ノ承諾ヲ以テ」という部分は書き加えられ

(d) (第一期) 講和条約批准ヨリ十日以内ニ開始シ四ヶ月以内ニ了ル日本軍 新民廳、奉天、興京、懷仁、楚山ノ線以内及豆滿江右岸ニ撤退スルコト露軍 伯都納、タラジヤ、サンカトン、ヲモソ、ホンチユンノ線以内及豆滿江左岸ニ撤退スルコト (第二期) 第一期終了ヨリ四ヶ月以内ニ了ル日本軍 牛莊屯、大石橋、岫

巖、鳳凰城、安平河口ノ線以内ニ撤退スルコト露軍 フラルチ、齊々哈爾シルケン、イホンノ線以内ニ撤退スルコト (第三期) 第一期終了ヨリニヶ月以内ニ了ル日本軍 遼東租借地及韓国境内ニ撤退スルコト露軍 露國領土内ニ撤退スルコト

た。さらに、清国政府の承諾を得るため「兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約」したので、12月に日本は清国政府の承諾を得た。

「旅順間鉄道ヲ我方ニ讓渡セシムルコト」という「甲、絶対的必要条件」は、「第六條 露西亞帝國政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財産及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲メニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス」という第六条の中心となった。この条目によって、「甲、絶対的必要条件」の通り、ロシア政府は鉄道を日本帝國政府に移轉讓渡することを約した。ハルビン・旅順間鉄道とその支線及びこれに附属する一切の權益・財産、鉄道に所属する炭坑はロシアより日本に移轉交附することになった。この条目で一番注意すべき文言は「補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ」である。この原文の後半は第五条の「清國政府ノ承諾ヲ以テ」という同様の部分があった。そして12月に日本は清国政府の承諾を得た。

両軍の同時撤退を要求するロシア側案は、6月の「甲、絶対的必要条件」の一つ（一定ノ期限内ニ露国軍隊ヲ滿州ヨリ撤兵セシムルコトト同時ニ我方ニ於テモ滿州ヨリ撤兵スルコト）とほぼ同じであったので、小村外相にとって受け入れやすい案だった。同時撤退は6月の段階で桂内閣政策の一つの原則であったが、後に意見交換の結果で軍の撤退についての平和条件の部分に変更された。しかし、滿州のうち日本の占領した地域は改革および善政の保障を条件として一切を清国に還付するという約束が完全になくなった。滿州の主権に関する日本の立場を表す文言はポーツマス講和条約に盛り込まれていなかった。

さらに、小村外相は、両軍は講和条約批准後

十日以内に撤兵を開始すべきなどの条件を含む両軍の撤兵案⁽⁴⁾を提示したが、ロシア側の代表が主に賛成して、詳細を両軍の司令官に一任すると提案した。結局、ポーツマス講和条約の追加約款に「日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ18箇月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ」という文言が盛り込まれたが、小村外相案が会議録に残った⁽¹⁵⁾。

さらに、滿州鉄道保護に関する覚書によると、両国は「守備兵ハ如何ナル場合ニ於テモ鐵道一『キロメートル』ニ付五人ヲ超過セサルヘキコトヲ互ニ約ス」⁽¹⁶⁾のであった。「鐵道一『キロメートル』ニ付五人」という数字は、当時ロシアが1キロ当たり15人を持っていた守備兵の3分の1であった。小村の目標は両軍撤兵をなるべく早く開始し、駐留軍（守備兵）の数を最低限にすることであったが、ロシア側の反対にあって小村外相は1キロ当たり15人という割合に賛成した。結局、「兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス該守備兵ノ數ハ1『キロメートル』毎15名ヲ超過スルコトヲ得ス」ことが決まった。

講和条約の第六条にある「補償ヲ受クルコトナク」という文言は、次の交渉過程を持っている。8月19日の会議でウイッテは、清国政府が敷設権譲与の約定書中に規定されてあった買取権を実行し、ロシア政府は売渡代金を日本に交付することを提案した⁽¹⁷⁾。この場合、「日本ハ代金ヲ得ルノミニシテ鐵道ハ之ヲ得サルコトナラン」⁽¹⁸⁾ことになる。小村外相は「斯ノ如クンハソハ日本ニ対スル讓渡ニアラス」⁽¹⁹⁾の理由でウイッテの提案を拒否した。そうなければ「甲、絶対的必要条件」を実現することができなくなり、小村外相は「滿州鐵道ハ總テ日本國ニ讓渡スルノ方法ヲ採用スルコトヲ要ス」⁽²⁰⁾るこ

とにした。そして小村外相は「鉄道ノ讓渡ハ清国ノ同意ヲ以テスルコトヲシタル以上・・・該讓渡ハ遼東租借權讓渡ト同一ノ性質ナルヲ以テ一方ニ就キテ日本へ直接讓渡ヲ承諾セラレタル」⁽²¹⁾ことを提案した。結局、第五条と第六条の文言が基本的に同じになった。

東清鉄道の南部支線を売却するウイッテの提案は、賠償金の問題を解決するために出された。「軍費ヲ賠償セシムルコト」ことは「乙、比較的必要条件」であった。そして小村外相は、同じ「乙、比較的必要条件」である「樺太および付属諸島ヲ割讓セシムルコト」と合わせて、一つのパッケージで解決する試みを実行した。これは北樺太を12億円でロシアに譲渡する案だった。これについては、皇帝ニコライ2世が反対した。樺太（サハリン）割讓、賠償金の支払い、ロシア艦艇の引渡し、ロシアの極東における海軍力の制限の4点をめぐっての対立が最後の論争になった。

ロシア全権代表ウイッテは、多年蔵相を歴任し、ロシア側の困難な財政状態を承知したので、ポーツマス会議が始まった以前から賠償金に反対した。8月5日のルーズヴェルト大統領の会議では、ウイッテは大統領の勧告に対して、樺太の割讓には断じて応ぜず、賠償はこれを支払う理由なしと答えた⁽²²⁾こともある。さらに、小村外相にも、ウイッテが「ロシアは敗北を被ったが、征服はされておらず、賠償金は戦争を継続不可能な国が支払うものである。日本がモスクワを攻略した時、初めてその様な問題を取りあげ得るのである」と答えて⁽²³⁾、日本の要求する賠償金支払いには拒否することを明確に言明した。

しかし、樺太の割讓と賠償金の獲得の問題では、日本の国内世論が強硬化していたこともあり、日本側としては譲れない問題となっていた。このため、一時は交渉決裂も危惧されたが、ルーズヴェルト大統領は、露帝に対しても、駐露

米国外務大臣マイヤーを通じて、北サハリンを譲渡し、妥協するように提案した。

ルーズヴェルト大統領は日本に対して講和条件、特に賠償問題について一層の緩和を求め、両者の互譲によって平和成立を達成しようとした。日本は賠償獲得のために戦争を継続するような印象を各国に与えることは、日本にとって不利であるから、日本は要求を再考する必要があるという内容の助言を与えた。「樺太半分の返還の受諾することは、露国捕虜について正当に受取るべきものに加えて、若干の金を取得する機会を与える。併し、私は日本が要求した金額即ち六億弗というような金額は要求されるべきでもないし、受取り得べきものでもないと考え。私が如何に強く露国に対して講和を勧告したかは御承知の通りだが、私はこれと同じく日本に対して賠償金のために戦争を継続しないように強く勧告する。若し日本が賠償金のために戦争を継続すれば、日本に対する世論の重大な変化が起きると信ずる。」⁽²⁴⁾ルーズヴェルト大統領は賠償金という要求自体ではなく、賠償金の金額の見直しを求めて、日本は賠償金のために戦争を継続するという印象を与えないように勧告した。さらに、ルーズヴェルト大統領は「今戦争を終結することは日本の利益である。日本は韓国と満州の支配を獲得し、ロシア艦隊を撃破したことにより自国艦隊を倍増させ、さらに旅順、大連、満州の鉄道、樺太を得た。しかるに金銭のために戦争を継続することは価値がなく、戦争を継続しても最後にロシアから得る金額以上のものを失うことになる」⁽²⁵⁾と説得し続けた。

その結果、露帝はサハリンの分割に同意したのである。結局、小村は金銭の支払い要求を放棄すると同時に北緯50度以北をロシア領、以南を日本領土とすることを声明した。ウイッテは小村案に了解を表し、ついに会議の交渉は妥結した。日本側は、賠償金断念・樺太の割讓は南

半分のみと譲歩し（第8回本会議）、講和成立を優先させた。

しかし、ポーツマス条約に対する日本での評価は極めて低いものだった。たとえば、大隈重信は1905年9月1日に「Our diplomacy was bound to fall when once we accepted the invitation of President Roosevelt to the peace conference. Our plenipotentiaries were in reality prisoners of war under custody of the President.」⁽²⁶⁾と記した。日本に対して非常に好意的であったルーズヴェルト大統領に対してこのような猛烈な批判は大統領のポーツマスでの活躍ではなく、アメリカの門戸開放政策事態に向かっていた。さらに、この批判はルーズヴェルト大統領だけではなく、小村外相を含む日本代表に向った。この批判は大隈重信からでただけではなかった。ポーツマス条約に不満を持つ幅広い勢力からの批判であった。

結局、日本にとって戦争の結果は、①日本の朝鮮半島に於ける優越権を認める、②日露両国の軍隊は、鉄道守備兵を除いて満州から撤退する、③ロシアは樺太の北緯50度以南の領土を永久に日本へ譲渡する、④ロシアは東清鉄道の内、旅順－長春間の南満洲支線と、付属地の炭鉱の租借権を日本へ譲渡する、⑤ロシアは関東州（旅順・大連を含む遼東半島南端部）の租借権を日本へ譲渡する⑥ロシアは日本海、オホーツク海およびベーリング海におけるロシア領土の沿岸の漁業権を日本人に与えることになった。

しかし、日本でのポーツマス講和条約の評価の基礎としては、この重要な結果ではなく、比較的重要度が低い比較的必要条件である賠償金の問題だった。この一つの理由としては、ルーズヴェルト大統領への批判の可能性を残したからだと思われる。そしてこれは、日比谷焼打ち事件を伴ったアメリカ系キリスト教教会の衝撃⁽²⁷⁾の原因となっただろう。

結論

小村外相は、当時の典型的な帝国主義的な考え方、政策の持ち主である。それで、日露戦争の結果として中国やロシアから獲得してきた日本の権益を確保するため、講和会議では、日本に非常に不利になる国際情勢において、そのことに最大限、注意を払いながら（米国の門戸開放政策、イギリスの機会均等政策、日本のかつての門戸開放声明など）、交渉を進めていた。

小村外相に与えられていた6月30日閣議決定の訓令案に基づく日本側12項目の条件のうち、絶対的必要条件である韓国問題、満州撤兵問題、遼順半島租借件問題、東清鉄道南部視線問題の問題は概ね要求通り議論されたが、この議論では小村外相は「主権」と「機会均等」の重要な用語を利用することを避けた。この理由は「先刻来意見ヲ交換シタル次第ナリ」、つまり最近議論されているということである。そして、小村は、日本の世論を配慮にして、この用語の利用を避けたが、満州と韓国におけるイギリスとアメリカの権利を制限し、「機会均等」あるいは「門戸開放」に完全に同調しない姿勢をとった。つまり、ポーツマス講和条約交渉の時にも、日本の門戸閉鎖政策の端緒を見ることができ、ここにこれからのアメリカの門戸開放政策に関する衝突の萌芽を見ることができる。

小村外相は「門戸開放」と「機会均等」の利用を避けたので、米英にとって一番重要なポーツマス講和条約の第4条には「一般ノ措置」という文言が使用されたことになった。結局、日本は英米企業の活動を制限するという内容の政策を行うことになった。「門戸開放」の利用が避けられたのは、ポーツマス講和条約を分析して、注目すべきところである。これは、米国民の世論を、ポーツマス講和会議の最中から、日本に不利にしてしまった重要な理由であった。

日米協調の冷え込みは、日露接近と日露協調より前に見られるようになった。後に、この講和会議中の文言に関する対立は日米の全面対立に発達した。

講和会議前半の展開は後半に行われた賠償金問題交渉に不利な環境を発生させ、会議の結果にも影響を与えた。さらに、日本に対して非常に好意的であったルーズヴェルト大統領は信じたくもないことがあった。これは「若し日本人が戦争（日露戦争—C.T.）勝てば、それは将来における日米の鬭争を意味するものであろう」ことであった⁽²⁸⁾。しかし、ルーズヴェルトの信念が裏切られ、二国の激しい鬭争は非常に短期間で大問題になった。日米関係の緊迫化に伴って、日米戦争の予言も行なわれるようになった。日本とロシアの対立に変わり、日本とアメリカの対立はアジア情勢の現実になった。

イギリスは、他国の条約の条約上の権利及び列国の商工業の機会均等主義に抵触しないかぎり日本の韓国における利益を承認したが、戦争後、韓国でイギリスとアメリカ会社の活動を制限するだけでなく、経済活動は主に日本人のみに行われるという方針はあきらかになった。この理由で、イギリスと日本の対立が発生した。この戦後の対立の兆しは、小村外相が「門戸開放」と「機会均等」の利用を避けたことはポーツマス講和会議中にも見られている。

戦争の終結に伴って、満州に日本人が流れ込んだが、外国人（イギリス人とアメリカ人）の貿易に関する戦争時代の制限が解除されなかった。そして1906年春にマクドナルド駐日英国大使が加藤外相に満州開放時期について問い合わせを送った。結局、5月1日から安東縣、大東構、6月1日から天奉が外国人や外国人領事に開放されたが、イギリスとアメリカの不満はなくならなかった。

さらに、ポーツマス講和条約の交渉は、小村外相の交渉スタイルを理解するために大きなヒ

ントを与えている。小村はアメリカの門戸開放政策などに必ずしも完全に同調しなかったが、はっきりした対立も避けた。同様に、小村は、日本の軍国主義者に対して距離を置いても真っ向から対立をしなかった。小村は、ある意味で、講和会議で、妥協の道を選び、政策を展開したが、そのため、双方から激しい批判にさらされていたこともあった。日英同盟と日露戦争を主導した小村は、講和会議を成功させるため、あるいは日露戦争に獲得した利権を確保するために、対米配慮を払うことを避けてだけでなく、英米の協力に反対した（韓国支配を独占しようとする）勢力にも配慮を払うことを避けたが、このような小村の立場は日米対立を防ぐことができなかった。

参考文献

- (1) Roosevelt to Charlemagne Tower, July 27, 1905 (The letters of Theodore Roosevelt / selected and edited by Elting E. Morison, Cambridge, Mass. : Harvard University Press, 1951-195, vol. 4, P. 1288.
- (2) 『日本外交文書』日露戦争V、外務省編、東京：外務省、107頁。
- (3) 同上、49巻、17頁。
- (4) 同上、25頁。
- (5) 鹿島平和研究所編『日本外交史8（第二回日英同盟とその時代）』、東京 鹿島研究所出版会 1970、7頁。
- (6) Alexander Arnold, American Economic Enterprises in Korea, 1895-1939, New York : Arno Press, 1976, P.251.
- (7) 『日本外交文書』日露戦争V、428頁。
- (8) 同上、429頁。
- (9) 同上、229頁。
- (10) 同上、433頁。
- (11) 同上、400頁。
- (12) Alexander Arnold, American Economic

- Enterprises in Korea, 1895-1939, P.274.
- (13) Ibid. アーノルドによると、Roosevelt decided that «Japan might have the peninsular (Korean) . The United States would merely demand that the American concessions there should be respected».
- (14) これは第二回日英協定の評価に現れた。The New York Times に掲載された記事によると、«It seems that the advantages which appeal to Great Britain as an equivalent for the engagement into which she has entered are commercial...it may seem to her that the maintenance of the «open door» in Manchuria, and in such other parts of China as Japan may come to control, is worth what it costs. we have given our reasons for thinking that this hope is illusory,...» The New Anglo-Japanese alliance, The New York Times, September 5, 1905.
- (15) 『日本外交文書』日露戦争V、312頁。
- (16) 同上、492頁。
- (17) 同上、449頁。
- (18) 同上、449-450頁。
- (19) 同上。
- (20) 同上、456頁。
- (21) 同上。
- (22) 植田捷雄「日露戦争とルーズヴェルト」『近代日本外交史の研究』東京：有斐閣、1956、155項。
- (23) 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交：パワー・ポリティクスの中の満韓問題』東京：信山社出版、1999、57頁。
- (24) 植田捷雄「日露戦争とルーズヴェルト」『近代日本外交史の研究』159頁。
- (25) Letters of T.R. 4, pp.1312-1313, (訳は寺本康俊、前傾、58頁)。
- (26) The Japan Times, 1 September, 1905, P.3.
- (27) Thomas Bailey, A Diplomatic History of the American People, 7th ed., New York : Appleton-Century-Crofts, 1964, P. 519.
- (28) Roosevelt to Kentaro Kaneko, April 23, 1904 (Letters of T.R.4, pp. 777-778) . (訳は植田捷雄、前掲114頁)。